

国立大学法人豊橋技術科学大学 2024 年度第 10 回役員会議事概要

- 1 日 時 2024 年 9 月 10 日（火）10:00～11:26
- 2 出席者 若原学長代行、角田理事、中西理事
列席者 浅井監事、村井監事、中内特命理事・副学長、後藤特任理事
- 3 陪席者 徳成事務局次長（総務担当）、柴田事務局次長（学務担当）、
山内監査室長
- 4 場 所 豊橋技術科学大学役員会議室
- 5 開催方法 対面会議及びオンライン会議
- 6 議 題

[審議事項]

- (1) 2024 年人事院勧告への対応について
- (2) パートタイム職員の時間給改定について

[報告事項]

- (1) 法人経営を担い得る人材を計画的育成の実施状況について
- (2) 令和 7 (2025) 年度国立大学法人運営費交付金概算要求等について
- (3) 令和 5 事業年度財務諸表の承認について

[その他]

- (1) オープンキャンパスについて

7 議 事

議事に先立ち、2024 年度第 6 回、第 7 回、第 8 回及び第 9 回議事概要（案）について、原案のとおり確認された。

[審議事項]

- (1) 2024 年人事院勧告への対応について

中西理事から、資料「審議 1」に基づき、2024 年度人事院勧告への対応について説明があり、審議の結果、俸給表の引き上げ及び賞与の引き上げについては、遡及適応せず改正給与法施行後より適用し、12 月賞与から引き上げ後の金額で支給すること、及び、11 月開催予定の経営協議会において本方針について審議し、3 月開催予定の経営協議会において報告することを確認した。2025 年 4 月 1 日より実施勧告のあった、俸給表の構造の改定、地域手当の改定、扶養手当の改定、通勤手当の改定、深夜勤務に関する管理職員特別手当対象範囲の改定、定年前再任用短時間勤務職員の対象手当の改定については、今後、適用の可否及び適用方法について判断することにした。

なお、本学が人事院勧告に俸給や賞与を遡及していない理由や大学の予算状況について、過半数代表者や労務委員会において説明する際に、昨年度の労使協定を締結した際の議事要旨等の資料を使用することを確認した。

また、本件については、今後開催予定の労務委員会で審議、教職員連絡会で報告、戦略企画会議、経営協議会で規則改定を審議することが確認された。

(2) パートタイム職員の時間給改定について

中西理事から、資料「審議2」に基づき、パートタイム職員の時間給改定について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、本件については、今後開催予定の戦略企画会議、代議員会で報告することが確認された。

また、TA及びRAの改定額については、再確認し、変更がある場合には役員会で再審議することが確認された。

[報告事項]

(1) 法人経営を担い得る人材を計画的育成の実施状況について

人事課長から、資料「報告1」に基づき、法人経営を担い得る人材を計画的育成の実施状況について報告があった。

(2) 令和7(2025)年度国立大学法人運営費交付金概算要求等について

中西理事及び経営企画課長から、資料「報告2」に基づき、令和7(2025)年度国立大学法人運営費交付金概算要求等について報告があった。

なお、本件については、今後開催予定の戦略企画会議、代議員会で報告することが確認された。

(3) 令和5事業年度財務諸表の承認について

若原理事から、令和5事業年度財務諸表の承認について、資料の確認をもって報告とする旨説明があり、確認された。

なお、本件については、今後開催予定の戦略企画会議、経営協議会で報告することが確認された。

[その他]

(1) オープンキャンパスについて

総務課長から、資料「その他1」に基づき、オープンキャンパスの参加者数等の報告があった。

以上